

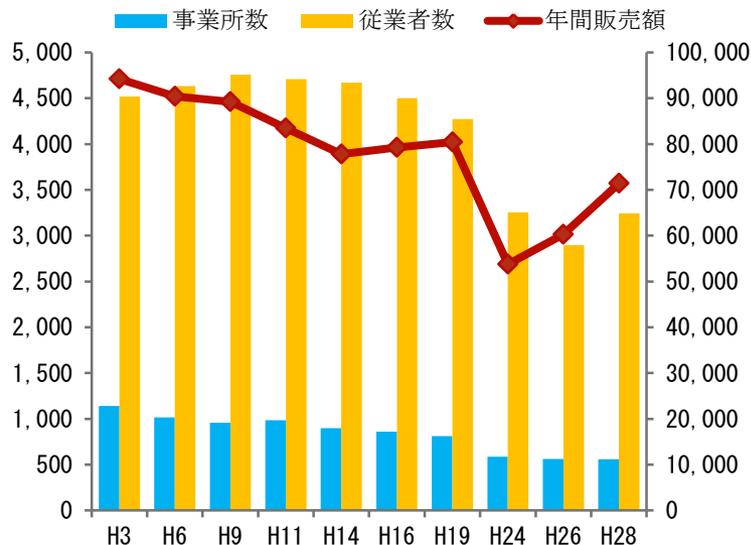
# 令和元年度の商工業振興事業 商店街の振興と賑わい創出

# 伊達市の商業の現状

- ・ 地域（旧町）単位で各商店街を形成。
- ・ 以前は、各商店街には、スーパー、八百屋、魚屋、衣料品、電気屋、花屋、金融機関等の様々な店があつて、人が集まり賑わっていた。
- ・ 社会経済状況の変化とともに人の流れが変わり、商店街を利用する人が減少。
- ・ さらに各商店でも、売上げの減少、経営者の高齢化、後継者不足等による廃業により、空き店舗が増加している。

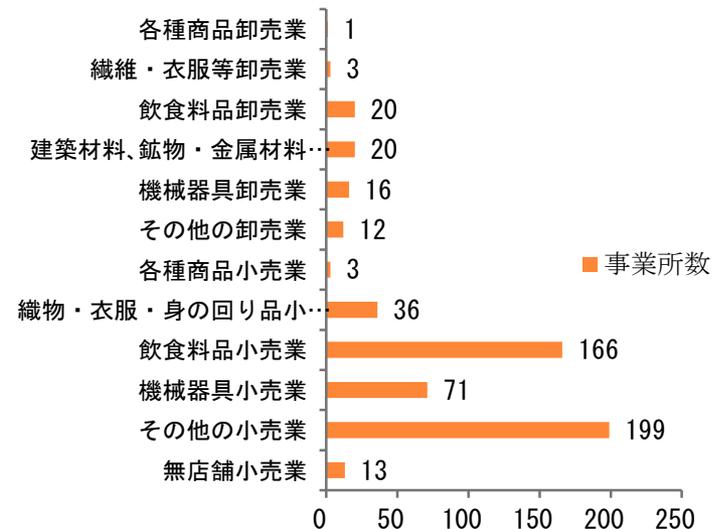
## ◆ 事業所数、従業員数、出荷額等

※ H28経済センサス活動量調査



## ◆ 業種別事業所数

※ H28経済センサス活動量調査



## 伊達市の商業に関する課題

- ・ 交通手段、消費者のニーズの変化、さらに経営者の高齢化、後継者不足等により、各商店街の中で店舗が減少。構成業種の不足により商店街で買い物をする利便性、魅力が低下。

## 伊達市のこれまでの支援策

- ・ 商店街の空き店舗を活用して、新たに出店する場合に補助

### ◆ 空き店舗対策支援事業

補助内容	対象者	補助内容			
店舗改修補助	商工会	補助率2/3以内 上限160万円（1回のみ）			
家賃補助	商工会	3年	①新規創業者 – 上限月20万円		
			1年目	2年目	3年目
			2/3以内	1/2以内	1/3以内
			②新規以外の事業者 – 上限月15万円		
1年目	2年目	3年目			
1/2以内	1/3以内	1/6以内			

## 今後の商業（商店街）の振興、活性化について

- ・市内の商店街のほとんどの商店が、従業員も少なく、厳しい環境の中でも、それぞれ知恵を絞って営業している。
- ・各商店の独自性を大事にし、今後も継続して営業できる支援策が必要。



### ● 商品開発や店舗の利便性を向上、商店街の魅力を高める支援が必要

#### 既存店舗改修、商品開発、イベント開催を支援

伊達市の商店等で、意欲をもって事業を進める商店や商店街を支援するために補助事業を創設

- ① 既存店舗の改修を支援
- ② 新たな商品を開発や既存商品のリニューアルを支援
- ③ 商店街等で集客を見込んだイベントを支援

## ① 既存店舗等施設整備費補助金交付事業

対象事業	対象者	補助額
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 集客力向上等のリフォーム</li><li>・ 業務効率化の店舗等の改装、改修</li><li>・ 店舗と一体となって機能する備品の購入</li></ul>	市内に住民登録がある者又は市内に主たる事業所を有する法人で下記に該当するもの ◎業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業	補助率：1/2 上限：50万円 ※1店舗1回のみ ※他補助事業との併用なし

### ★イメージ

商品の見やすい陳列棚



記念撮影コーナー



## ②商品開発等支援事業

対象事業	対象者	補助額
市内の地域資源を活用した新商品の開発及び新商品の情報発信等に要する費用 ①新商品開発 ②商品リニューアル	下記のいずれかに該当する者 ①市内に住所登録がある者 ②市内に主たる事業所を有する法人 ③上記の個人又は法人を主たる構成員とする団体	補助率：1/2 上限：30万円

### ★イメージ

#### 畳のへりで作成したバック



### ③ 商店街等賑わい創出イベント推進事業

対象事業	対象者	補助額
商店街の集客イベント等開催費用補助 ①地元製品の販売促進 ②商店街等との連携事業 ③市外誘客事業 ④他業種との連携事業 ⑤地域活性化事業	下記のいずれかに該当する者 ①市に住民登録があるもの ②市内に主たる事業所を有する法人により構成される組合又は団体	補助率：1/2 上限：50万円 ※年1回限り

#### ★イメージ

#### 商店街でのにぎやかなイベントの開催



問い合わせ先

産業部 商工観光課 電話024-573-5632





伊達市

